

第百四十二回国 参議院交通・情報通信委員会會議録第十五号

平成十年五月十四日(木曜日)
午後一時開会

委員の異動

四月三十日

菅野 久光君

補欠選任
松前 達郎君

五月一日

辭任

補欠選任
瀬上 貞雄君

五月十一日

辭任

補欠選任
齋藤 文夫君

山本 一太君

齋藤 文夫君

中尾 則幸君

本岡 昭次君

但馬 久美君

山下 栄一君

及川 一夫君

上山 和人君

五月十二日

辭任

補欠選任
山本 一太君

齋藤 文夫君

中尾 則幸君

本岡 昭次君

但馬 久美君

山下 栄一君

及川 一夫君

上山 和人君

田村 秀昭君

五月十三日

辭任

補欠選任
戸田 邦司君

田村 秀昭君

川橋 幸子君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

末広まきこ君

高木 正明君

保坂 三藏君

溝手 顯正君

守住 有信君

山本 一太君

中尾 則幸君

松前 達郎君

及川 一夫君

上田耕一郎君

筆坂 秀世君

戸田 邦司君

藤井 孝男君

荒井 正吾君

下平 隆君

館野 忠男君

国務大臣

運輸大臣

運輸省自動車交通局長

運輸省自動車交通局長

運輸省自動車交通局長

運輸省自動車交通局長

運輸省自動車交通局長

運輸省自動車交通局長

運輸省自動車交通局長

運輸省自動車交通局長

運輸省自動車交通局長

運輸省自動車交通局長

運輸省自動車交通局長

運輸省自動車交通局長

運輸省自動車交通局長

運輸省自動車交通局長

運輸省自動車交通局長

運輸省自動車交通局長

運輸省自動車交通局長

運輸省自動車交通局長

運輸省自動車交通局長

運輸省自動車交通局長

運輸省自動車交通局長

運輸省自動車交通局長

運輸省自動車交通局長

運輸省自動車交通局長

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(川橋幸子君) 御異議ないと認めます。

○委員(但馬久美君) 指名いたします。

○委員長(川橋幸子君) 次に、道路運送車両法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員(藤井孝男君) たいだいま議題となりまして道路運送車両法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

今日、自動車は、平成九年度末における登録台数が七千万台を超えるなど国民各層に普及し、国民生活に欠くことのできないものとなっております。このようにモータリゼーションが成熟化する中で、自動車の安全の確保と公害の防止を図りつつ、時代の要請に対応して諸制度を見直ししていくことが必要であります。

具体的には、近年、自動車の装置が異なる型式の自動車に共通して使われ、また、国際的に流通が進展している現状にあり、これらを踏まえた自動車の型式指定制度の見直しを求められているところであります。

また、エンジンやブレーキといった安全上重要な部位を取り外して行う分解整備については、これをみずから実施する場合、分解整備検査を受けることが義務づけられているところであります。が、受検者数が少なく、また、そのほとんどが自動車の整備についての技術を有している実態等にかんがみ、負担軽減を図るための制度の見直しを求められております。

さらに、新規検査時に現車提示を省略できるところとなる完成検査終了証については、近年、自動車の品質が向上しており、また、外国からの輸入車が増加していることから、これに対応してその有効期間の見直しを求められております。

これらの事項については、平成九年三月に再改定された規制緩和推進計画及び同年十一月の「二十一世紀を切りひらく緊急経済対策」に盛り込まれており、これらの計画等の趣旨を踏まえ、制度の改善を行うことが必要であります。また、自動車の型式指定制度の見直しは、自動車の装置に関する国際的な相互承認の実施とあわせて実施することにより効果が高まるものと期待されるため、国連の相互承認協定への加入について別途今国会での御審議をお願いしているところであります。

このような趣旨から、このたびこの法律案を提案することとした次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、自動車の型式指定制度の合理化を図るため、運輸大臣は、申請により自動車の装置をその型式について指定することとし、指定を受けた装置については、自動車の型式の指定に際して審査を行わないこととします。また、運輸大臣が行う指定に相当する認定その他の証明を外国において受けた装置についても、自動車の型式の指定に際して審査を行わないこととしております。

第二に、自動車の使用者が分解整備を行ったときに受けなければならない分解整備検査を廃止することとし、その代替措置として、自動車の使用者は、当該自動車について分解整備をしたときは、遅滞なく点検整備記録簿に整備の概要等を記載し、保存しなければならないことといたします。

第三に、完成検査終了証の有効期間を、自動車

の性能の向上に合わせ六月から九月に延長することとし、その期間を省令で定めることとしております。

以上がこの法律案を提案する理由であります。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(川橋幸子君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時四分散会

五月十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、道路運送車両法の一部を改正する法律案

道路運送車両法の一部を改正する法律案

道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項第二号中「六月」を「運輸省令で定める期間」に改める。

第四十九条(見出しを含む)中「定期点検整備記録簿」を「点検整備記録簿」に改め、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 自動車(第五十八条第一項の検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。以下この項において同じ。)の使用者は、当該自動車について

分解整備(原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置又は連結装置を取り外して行う自動車の整備又は改造であつて運輸省令で定めるものをいう。以下同じ。)をしたときは、遅滞なく、前項の点検整備記録簿に同項第三号から第五号までに掲げる事項を記載しなければならぬ。ただし、前条第二項において準用する第四十七条の二第三項の規定による必要な整備として当該分解整備をしたとき及び第七十八条第四項の自動車分解整備事業者が当該分解整備を実施したときは、この限りでない。

第五十四条第四項中「定期点検整備記録簿」を「点検整備記録簿」に改める。

第六十一条第三項中「第六十四条第三項」を削る。

第六十二条第五項を削り、第六項を第五項とする。

第六十三条第七項中「分解整備検査」を削る。

第六十四条及び第六十五条を次のように改める。

第六十四条及び第六十五条 削除

第六十六条第二項第二号中「第六十四条第三項」を削り、同条第五項中「分解整備検査」を削る。

第七十一条第五項中「第六十二条第六項」を「第六十二条第五項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改め、同条第七項中「同条第三項及び第四項並びに第六十四条を「第三項及び第四項」に、「第六十三條第三項」を「同条第三項」に改め、「及び第六十四條第三項」を削る。

第七十一条の二第一項中「継続検査又は分解整備検査」を「又は継続検査」に改め、同条第二項中「又は分解整備検査」を削り、同条第四項中「又は分解整備検査」及び「若しくは分解整備検査」を削る。

第七十五条第三項中「自動車」の下に「の構造、装置及び性能」を、「かつ」の下に「当該自動車が」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、次条第一項の規定によりその型式について指定を受けた装置は、保安基準に適合しているものとみなす。

第七十五条第四項中「当該自動車」の下に「の構造、装置及び性能」を加え、同条第五項中「受けた自動車」の下に「の構造、装置若しくは性能」を加え、同条第六項中「各号の」を「各号のいずれか」に改め、同項第二号中「次条」を「第七十六条」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(装置の指定)

第七十五条の二 運輸大臣は、自動車の安全性の増進及び自動車による公害の防止を図るため、

申請により、第四十一条各号に掲げる装置のうち運輸省令で定めるもの(以下「特定装置」という。)をその型式について指定する。

2 前項の指定の申請は、本邦に輸出される特定装置について、外国において当該特定装置を製作することを業とする者又はその者から当該特定装置を購入する契約を締結している者であつて当該特定装置を本邦に輸出することを業とするものも行うことができる。

3 第一項の指定は、申請に係る特定装置が保安基準に適合し、かつ、均一性を有するものであるかどうかを判定することによつて行う。

4 第一項の指定は、当該特定装置を取り付けることができる自動車の範囲を限定して行うことができる。

5 運輸大臣は、その型式について指定を受けた特定装置が保安基準に適合しなく、又は均一性を有するものでなくなつたときは、その指定を取り消すことができる。この場合において、運輸大臣は、取消しの日までに製作された装置について取消しの効力の及ぶ範囲を限定することができる。

6 前項の規定によるほか、運輸大臣は、指定外国装置製作者等(第二項に規定する者であつてその製作し、又は輸出する特定装置の型式について第一項の指定を受けたものをいう。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定外国装置製作者等に係る第一項の指定を取り消すことができる。

一 指定外国装置製作者等が第七十六条の規定に基づく運輸省令の規定(第一項の指定に係る部分に限る。)に違反したとき。

二 運輸大臣が第一項の目的を達成するため必要であると認めて指定外国装置製作者等に対しその業務に関し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

三 運輸大臣が第一項の目的を達成するため必要であると認めてその職員に指定外国装置製作者等の事務所その他の事業場又はその型式について指定を受けた特定装置の所在すると認める場所において当該特定装置、帳簿書類その他の物件についての検査をさせ、又は関係者に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又は質問に対し陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたとき。

7 特定装置のうち運輸省令で定めるものは、運輸省令で定めるところによりその型式について外国が行う第一項の指定に相当する認定その他の証明を受けた場合には、前条第三項後段の規定の適用については、第一項の規定によりその型式について指定を受けた装置とみなす。

(特定装置の表示)

第七十五条の三 前条第一項の申請をした者は、その型式について指定を受けた特定装置につき、運輸省令で定めるところにより、同項の指定を受けたものであることを示す運輸省令で定める方式による特別な表示を付することができる。

2 何人も、前項に規定する場合を除くほか、特定装置に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

3 特定装置を輸入することを業とする者は、第一項の規定により表示が付けられている場合を除くほか、同項の表示又はこれと紛らわしい表示が付けられている特定装置を輸入したときは、これを譲渡する時までにその表示を除去しなければならない。

第七十六条中「前条第一項」を「第七十五条第一項」に改め、「完成検査終了証の様式」の下に「第七十五条の二第一項の指定の手続」を加える。

第七十六条の三第二項第五号中「第八十八条」及び「検査主任者」を削る。

第七十七条中「小型特殊自動車及び二輪の軽自動車」を「検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車」に、「左に」を「次に」に改め、同条第二号及び第三号中「三輪以上の軽自動車」を「検査対象外軽自動車」に改める。

自動車」に改める。

第七十八条第一項中「第九十条の検査」を「分解整備」に改める。

第八十条第一項中「第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を削り、第四号を第二号とする。」第八十五条から第八十八条までを次のように改める。

第八十五条から第八十八条まで 削除

第九十条を次のように改める。

(自動車分解整備事業者の義務)

第九十条 自動車分解整備事業者は、分解整備を行う場合においては、当該自動車の分解整備に係る部分が保安基準に適合するようにしなければならない。

第九十一条第一項中「前条の検査」を「分解整備」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 登録自動車にあつては自動車登録番号、第六十条第一項後段の車両番号の指定を受けた自動車にあつては車両番号、その他の自動車にあつては車台番号

第九十一条第二項第三号中「検査の」を「分解整備を完了した」に改め、同項第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同条第二項中「使用者の請求があつたときは、」を「使用者に」に改める。

第九十一条の二中「第八十条第一項第二号」を「第八十条第一項第一号」に改める。

第九十一条の三中「第八十五条」を「第八十九条」に改める。

第九十二条中「第八十条第一項第二号」を「第八十条第一項第一号」に改める。

第九十三条中「各号の」を「各号のいずれか」に改め、同条第三号中「第八十条第一項第四号」を「第八十条第一項第二号」に改める。

第九十四条の二第二項中「同項第四号」を「同項第二号」に改める。

第九十四条の四第三項を次のように改める。

3 指定自動車整備事業者は、自動車検査員を選任したときは、その日から十五日以内に、地方

運輸局長にその旨を届け出なければならない。

これを変更したときも、同様とする。

第九十四条の四第五項中「第七十六条の三十二第四項又は第八十八条」を「又は第七十六条の三十二第四項に、軽自動車検査員又は検査主任者」を「又は軽自動車検査員」に改める。

第九十四条の五第一項中「検査対象外軽自動車」の下に「及び小型特殊自動車」を加え、同条第六項中「又は分解整備検査」及び「及び第六十四条」を削る。

第九十四条の五の二第三項中「第六十四条」を削る。

第九十四条の八第一項中「各号の」を「各号のいずれか」に改め、同項第四号中「第八十条第一項第四号」を「第八十条第一項第二号」に改める。

第九十七条の四第一項中「第六十四条第三項」を削る。

第九十七条の四第一項中「左の各号」を「次に改め、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 第七十五条の二第一項の規定により特定装置の型式について指定を受けた者

第二百二条第一項第七号中「分解整備検査」を削り、同項第十号中「自動車」の下に「又は特定装置」を加える。

第二百二条第二項中「第八十八条」を「第七十五条の二第五項若しくは第六項」に改める。

第二百七条第一号中「第六十四条第三項(第七十一条第七項において準用する場合を含む。)」を削る。

第二百七条第二号中「第六十四条第三項(第七十一条第七項において準用する場合を含む。)」の下に「第七十五条の三第二項若しくは第三項を加え、第八十五条第一項及び第九十条」を削り、同項第三号中「第八十七条(第九十四条の四第三項において準用する

場合を含む。)」を「第九十四条の四第三項」に改め、同項第六号中「第八十八条」を削る。

第九十一条ただし書を削り、同条の次に次の一号を加える。

第九十一条の二 第六十三条の三第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、百万円以下の過料に処する。

第九十二条第一項を次のように改める。

第九十二条第三項、第二十八条第一項(第二十八条の三第二項において準用する場合を含む。)、第六十三条第四項後段、第六十九条第一項、第七十五条第四項、第八十九条第一項(第九十四条の九において準用する場合を含む。))又は第九十四条第二項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第七條第三項第二号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 自動車(検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。)の使用者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前十五日以内にこの法律による改正前の道路運送車両法(以下「旧法」という。)第六十四条第一項の分解整備をし、施行日の前日までに同項の規定による分解整備検査を受けなかったときは、この法律の施行後遅滞なく、この法律による改正後の道路運送車両法(以下「新法」という。)第四十九条第一項の点検整備記録簿に同項第三号から第五号までに掲げる事項を記載しなければならない。ただし、旧法第四十八条第二項において準用する旧法第四十七条の二第三項の規定による必要な整備として当該分解整備をし、かつ、旧法第四十九条第一項の規定により同項の定期点検整備記録簿に記載をしたときは又は旧法第七十八條第四項の自動車分解整備事業者が当該分解整備を実施し、かつ、旧法第九十条の規定による検査をしたときは、この限りでない。

第三条 旧法第四十九条第一項の定期点検整備記録簿の保存については、なお従前の例による。

第四条 旧法第六十三条第一項の規定によりされた公示であつて同項の規定により定められた期間の末日が施行日以後の日であるものに係る自動車であつて、当該公示があつた日以後施行日の前日までに旧法第六十四条第一項の規定による分解整備検査を受けたもの及びこれに係る自動車検査証については、新法第六十三条第二項及び第四項の規定は、適用しない。

第五条 この法律の施行前に受けた旧法第六十四条の規定による分解整備検査の結果、自動車検査証の返付を受けることができなかった自動車についての検査標準の表示については、新法第六十六条第五項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第六条 この法律の施行前に旧法第八十八条の規定による命令により検査主任者の職を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、新法第七十六条の三第二項第五項及び第九十四条の四第五項の規定にかかわらず、軽自動車検査員及び自動車検査員となることができず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為及び附則第五條の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う道路運送法の特例に関する法律の一部改正)

第八条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う道路運送法の特例に関する法律の一部改正)

第九條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う道路運送法の特例に関する法律の一部改正)

第十條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う道路運送法の特例に関する法律の一部改正)

第十一條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う道路運送法の特例に関する法律の一部改正)

第十二條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う道路運送法の特例に関する法律の一部改正)

第十三條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う道路運送法の特例に関する法律の一部改正)

第十四條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う道路運送法の特例に関する法律の一部改正)

第十五條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う道路運送法の特例に関する法律の一部改正)

第十六條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う道路運送法の特例に関する法律の一部改正)

第十七條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う道路運送法の特例に関する法律の一部改正)

第十八條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う道路運送法の特例に関する法律の一部改正)

第十九條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う道路運送法の特例に関する法律の一部改正)

第二十條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う道路運送法の特例に関する法律の一部改正)

第二十一條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う道路運送法の特例に関する法律の一部改正)

第二十二條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う道路運送法の特例に関する法律の一部改正)

第二十三條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う道路運送法の特例に関する法律の一部改正)

第二十四條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う道路運送法の特例に関する法律の一部改正)

する協定及び日本国における國際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律（昭和二十七年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第六十四条」を削る。

（自動車損害賠償保障法の一部改正）

第九条 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「第六十四条第三項」及び「同法第六十四条第三項において準用する場合を含む。」を削る。

（道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律の一部改正）

第十条 道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律（昭和三十九年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第六十四条」を削る。

（自動車重量税法の一部改正）

第十一条 自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「第六十四条第三項」及び「分解整備検査」を削る。

第三号中正誤	
ページ 段 行 誤	策定 正
元 二 三 作定	
第七号中正誤	
ページ 段 行 誤	正
四 三 終わり 二 受認	受忍
第八号中正誤	
ページ 段 行 誤	正
二 三 四 民法	民放
第九号中正誤	
ページ 段 行 誤	正
三 二 五 財政	財務
第十三号中正誤	
ページ 段 行 誤	正
二 四 終わり 二 高粘土	高粘度
三 三 終わり 二 末 対応	大要